

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市朝比奈活性化施設
指定管理者 藤枝市岡部町玉取1452番地
玉取むらづくり会議
会長 浮島 豊壽
指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで